

令和4年（ワ）第 1880号 損害賠償請求事件（以下「甲事件」という。）

令和4年（ワ）第22539号 損害賠償請求事件（以下「乙事件」という。）

甲事件原告 1ないし6

乙事件原告 7

甲事件被告・乙事件被告 東京電力ホールディングス株式会社

第25準備書面

【本件事故と原告らの甲状腺がんの因果関係の判断手法等について】

2024（令和6）年8月28日

東京地方裁判所民事第32部甲合議B係 御中

原告ら代理人弁護士 井 戸 謙

同 河 合 弘 之

ほか

【目次】

第1	原告らの従前の主張	3
1	松谷事件最高裁判決	3
2	松谷事件最高裁判決の趣旨	4
3	松谷事件判決から学ぶべきこと	4
第2	松谷事件控訴審判決と最高裁判決	4
1	控訴審判決における放射性起因性についての判断の構造	4
2	最高裁判決における放射性起因性についての判断の構造	8
第3	原賠法3条の解釈の視座～原賠法制定の立法事実と立法者意思～	9
1	はじめに	9
2	原賠法成立に至る経緯	9
3	原賠法が制定された目的	12
4	「被害者保護」のための具体的手法	16
5	明記されなかった課題としての「立証責任」	18
第4	本件において、本件事故と原告らの甲状腺がん罹患との因果関係を高度の蓋然性をもって立証できたと判断するための間接事実は何か	23
1	はじめに	23
2	立法事実と立法者意思	23
3	「被告が原告らに原子力損害を与えたこと」を高度の蓋然性をもって立証するための間接事実	25
第5	まとめ	27
1	本件事故の規模と健康被害	28
2	被告の姿勢	29
3	結語	30

【本文】

第1 原告らの従前の主張

1 松谷事件最高裁判決

原告らは、第4準備書面において、原告らの甲状腺がんの被ばく起因性の判断枠組みについて主張した。ここで重要な先例として取り上げたのは、最高裁平成12年7月18日判決・判タ1041号141頁（いわゆる松谷事件最高裁判決 甲全第113号証）である。この訴訟は、被爆者である原告（被上告人）が、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」（以下「旧原爆医療法」という。）7条1項に該当するとして、同法8条1項に基づいていた自らの負傷及び疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の認定申請を却下した厚生大臣の処分の取消しを求めた訴訟であり、請求を認容した一審判決（長崎地裁平成5年5月26日判決・判タ816号258頁）を是認した控訴審判決（福岡高裁平成9年11月7日判決・判タ984号103頁 甲全261号証）に対して被告の国が上告していた。

松谷事件最高裁判決は、現に医療を要する負傷又は疾病が原子爆弾の放射線に起因すること、又は右負傷又は疾病が放射線以外の原子爆弾の傷害作用に起因するものであって、その者の治ゆ能力が原子爆弾の放射線の影響を受けているため右状態にあること（放射線起因性）の立証は、「特定の事実が特定の結果発生を招來した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明すること」である旨、ルンパール事件最高裁判決（最高裁昭和50年10月24日・民集29巻9号1417頁 甲全112号証）の規範（以下「高度の蓋然性説」という。）がこの事例においても妥当することを明らかにしたうえ、本件においては、「放射線起因性があるとの認定を導くことも可能である」、すなわち、放射線起因性について高度の蓋然性が肯認できると結論づけて、上告人国（の上告を棄却したのであった。

2 松谷事件最高裁判決の趣旨

松谷事件最高裁判決がわざわざルンパール事件最高裁判決の規範が上記事例においても妥当すると述べたのは、同控訴審判決が、原子爆弾による被害の甚大性等を理由に、放射線起因性については、「高度の蓋然性までは証明されなくても、被爆者の被曝時の状況、その他の病歴、現症状等を参酌し、現傷病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の相当程度の蓋然性の証明があれば足りる」と解したためである。松谷事件最高裁判決は、同控訴審判決のこの考え方（以下「相当程度の蓋然性説」という。）を否定したのである。

3 松谷事件判決から学ぶべきこと

松谷事件控訴審判決がルンパール事件最高裁判決の規範に従わないで「相当程度の蓋然性説」を採用したのは、控訴審裁判所が、同事件においては、原告（被控訴人）側がした放射性起因性の証明度が「高度の蓋然性」までには達しておらず、「高度の蓋然性説」を採用したのでは、救済すべき原告を救済できないと考えたからであると推測できる。そうすると、松谷事件控訴審判決と最高裁判決は、同じ証拠を前提としながら、放射線起因性が「高度の蓋然性」をもって証明できたか否かについて、判断を異にしたのであり、「高度の蓋然性」の判断のあり方を探求するについて、格好の材料を提供したということができる。

そこで、以下、項を改め、松谷事件控訴審判決と最高裁判決で判断を異にした理由を検討する。

第2 松谷事件控訴審判決と最高裁判決

1 控訴審判決における放射性起因性についての判断の構造

(1) 控訴審判決において、放射線起因性についての判断内容が示されているのは、「第三 爭点に対する判断」の「四 旧原爆医療法8条1項の認定

について」、「五 起因性の認定に関する経験則と専門的知見」、「六 被爆者実体調査結果に見る急性症状の実情と閾值理論」、「七 原子爆弾後障害症に関する治療に関する行政通知」「八 被控訴人の現在の症状と原子爆弾被爆者の医療等に関する法律八条一項の認定について」の部分である。

- (2) 控訴審判決は、「四 旧原爆医療法8条1項の認定について」において、放射能と現疾病との間の因果関係、放射能と治癒能力との間の因果関係につき、「高度の蓋然性」の程度にまで証明されなくても、被爆者の被曝時の状況、その後の病歴、現症状等を参照し、現傷病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の相当程度の蓋然性の証明があれば足りるとの一般論を述べた。
- (3) 控訴審判決は、これに続いて、「五 起因性の認定に関する経験則と専門的知見」の「1 放射線被爆の人体に及ぼす影響」において、放射線被爆が人体に及ぼす影響の概要を認定し、「放射線被爆の人体に及ぼす影響を判断するにあたっては、人体が被爆した放射線量が重要である。」と結論付けた。次いで、「2 原子爆弾により人体が被爆した放射線量」において、原爆被害者の線量評価システムが、「T 5 7 D」、「T 6 5 D」「D S 8 6」と進化してきたこと、「D S 8 6」について、その開発の歴史、その内容を詳細に認定し、「(三) D S 8 6 (4) D S 8 6 と閾値理論の本件に対する機械的適用の結果」において、「D S 8 6 と閾値理論を本件に機械的に適用する限り、被控訴人の現症状は放射線の影響によるものではないということになる。」と結論付けた。そして、「(四) 本件訴訟におけるD S 8 6 の経験則としての位置付けの検討」の「(1) D S 8 6 の体系的線量評価システムとしての優良性」では、D S 8 6 が、「原爆放射線の影響研究に携わる科学者はもとより、世界中の放射線防護学の研究者の中で放射線影響研究の基礎として採用されてきたこと」「U N S C E A R 等の国際機関による放射線のリスク評価の際の被爆線量算定の基礎となってきたこ

と」を認定し、「D S 8 6 は、原子物理学、放射線学、放射線防護学等の研究者が純粹の学問的見地から放射線影響研究の基礎としたり、原子力産業や原子力政策の立案等の基礎資料とする等、被爆者を大量的、概括的に被爆者群として把握して問題を検討する場合には有力な専門的知見、経験則としてこれを用いることにはさして問題はないと考えられているように受け止められる。」とまとめた。

(4) 控訴審判決は、これに続く「(2) D S 8 6 による線量評価システムの問題点についての指摘」で、コンクリート建物の鉄材に含まれるコバルト 6 0 の中性子線量測定値が D S 8 6 による計算値を上回ること等を指摘したほか、D S 8 6 による原爆線量評価の問題点を指摘する学者の意見を検討し、「(3) D S 8 6 の見直し作業」では、D S 8 6 の見直し作業が始まっていることを認定し、「(4)」において、D S 8 6 自体にもいくつかの問題点が内包されていることを指摘し、「被爆者群を離れて具体的、個別的被爆者の呈する個々の傷害又は疾病ないし治癒能力と放射線の影響の有無を検討するにあたって、その絶対的尺度として D S 8 6 自体をそのまま適用することを躊躇させる要因になる」とまとめた。

(5) 次いで、控訴審判決は、「六 被爆者実体調査結果に見る急性症状の実情と閾值理論」において、D S 8 6 及び閾值理論をそのまま適用すれば、発症しないはずであるにかかわらず、爆心地から 2 km を超える被爆者にも脱毛等の急性症状が生じたとされている事実を認定し、「七 原子爆弾後障害症に関する治療に関する行政通知」において、厚生省の行政通知に「被爆者の受けた放射線の量を正確に算出することはもとより困難である」と記載されていることを指摘し、「(何が) 原子爆弾被爆者に関しては、いかなる疾病又は症候についても一応被爆との関係を考え、被爆時の諸状況、特に被爆距離、被爆場所の状況、被爆後の行動等あるいは被爆直後の急性症状の有無等の健康状態等から個々の被爆者の被爆線量及びこれによ

る原子爆弾後遺障害の発現の有無等を推定する等して、放射線の影響の有無を総合的に判断する必要があるとしている点は、現時点においても、旧原爆医療法8条1項に基づく認定に際し、具体的、個別的被爆者の呈する個々の傷害又は疾病ないし治癒能力と放射線の影響の有無を検討するにあたっての正鵠を得た判断基準として十分に参酌されなければならない」とし、「八 被控訴人の現在の症状と旧原爆医療法8条1項の認定について」において、原告（被控訴人）の具体的症状を認定し、その「3」において、原告（被控訴人）の症状について「少なくとも放射線の影響により治癒能力が低下したために治癒が遷延しその結果現在の状態に至ったものと相当程度の蓋然性をもって推認することができる」と結論付けたのである。

(6) 小括

以上によれば、控訴審判決は、「放射線被爆の人体に及ぼす影響を判断するにあたっては、人体が被爆した放射線量が重要である。」との認識をベースに、DS86による線量評価の信頼性について検討し、その基本的な信頼性を肯認しつつも、様々な問題点の指摘があること、見直し作業が行われていること等から、本件においてこれを直ちに適用することは「躊躇」があるので、DS86に基づいて原告（被控訴人）の線量評価をすることを控え、むしろ、被爆者の具体的な被曝状況や被爆後の健康状態から被爆量を推定するという手法に賛意を示し、本件の放射線起因性について「相当程度の蓋然性をもって推認できる」と結論付けたのである。

この論理構造によれば、控訴審判決が原告の症状について放射線起因性を認めながら、その証明の程度が「相当程度の蓋然性」にとどまり「高度の蓋然性」に至らないと判断したのは、放射線起因性を認定するためには「人体が被爆した放射線量が重要である。」と認識しながら、その放射線量について、DS86に従う認定をするのは躊躇して控えたものの、それに代わる認定ができなかったからであると推認することができる。

2 最高裁判決における放射性起因性についての判断の構造

- (1) これに対し、最高裁判決は、控訴審判決が認定した事実のうち、原告の被爆時の状況、その後の体調や症状の変化、現在の症状、DS86の線量評価と矛盾する事例が存在するとの部分を引用した上、DS86もなお未解明な部分を含む推定値であること、現在も見直しが続けられていること、DS86としきい値理論を機械的に適用したのでは十分に説明できない事実があることを指摘し、「このことを考慮しつつ、前記三1の事実関係、なかんずく物理的打撃のみでは説明しきれないほどの被上告人の脳損傷の拡大の事実や被上告人に生じた脱毛の事実などを基に考えると、被上告人の脳損傷は、直接的には原子爆弾の爆風によって飛来したかわらの打撃により生じたものではあるが、原子爆弾の放射線を相当程度浴びたために重篤化し、又は右放射線により治ゆ能力が低下したために重篤化した結果、現に医療を要する状態にある、すなわち放射線起因性があるとの認定を導くことも可能」と結論付けたのである（下線は引用者）。
- (2) ここで注目すべきことは、最高裁は、被ばくと疾病等の因果関係を「高度の蓋然性」をもって証明するにあたって、具体的な放射線量を認定する必要はなく、「放射線を相当程度浴びた」との認定で足りると判断したこと、そして、「放射線を相当程度浴びた」という認定を、客観的な線量推定値ではなく、「物理的打撃のみでは説明しきれないほどの被上告人の脳損傷の拡大の事実や被上告人に生じた脱毛の事実」という被爆者の身体に生じた事実から推認したことである。この点の判示内容は、本件においてもまことに示唆に富むものである。

本件における被告の基本的主張は、「原告らが本件事故後に受けた放射線被ばく量（推計）及び低線量被ばくと健康影響に関する科学的知見からすれば、本件事故の放射線の影響によって原告らの甲状腺がんの発症リスクが有

意に上昇したという関係は認められず、原告らの甲状腺がんが本件事故の放射線の影響によって将来されたとの事実的因果関係は認められない。」【被告準備書面(1)第2の2 (5頁)】というものであるが、少なくとも、最高裁は、このように人体が受けた被ばく量を基礎として因果関係の有無を判断しなければならないとは考えていないことが明らかである。

第3 原賠法3条の解釈の視座～原賠法制定の立法事実と立法者意思～ 1 はじめに

松谷事件判決が論じた争点が、当該事件原告が旧原爆医療法7条1項の「原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者」に該当するか否かであったのに対し、本件では、被告が原告らに対し、福島第一原発の運転により「原子力損害を与えた」と認められるか否か（原賠法第3条1項）が争点である。ここに「原子力損害」とは、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害」をいう（原賠法第2条2項）。そして、原賠法の条文を正しく解釈するためには、その制定の理由となった立法事実及び立法者意思を探求する必要がある。

2 原賠法成立に至る経緯

原賠法が成立に至る経緯の概略は次のとおりである。

- (1) 1953年12月 米大統領アイゼンハワーが国連第8回総会において「Atoms for peace」の演説をして、原子力の平和利用の促進を提案した。（公知の事実）
- (2) 1954年3月 国会に日本で初めて原子力予算案が提出され、可決された。一方、同月1日、アメリカがビキニ環礁で行った水爆実験により、日本の多数の漁船の乗組員が被爆し、第五福竜丸に乗船していた久保山愛

吉が死亡した。これを契機に、日本国内で、原水爆禁止運動が大きく盛り上がった。(甲全262号証9頁、17~18頁、公知の事実)

- (3) 1955年11月、日米原子力研究協定が調印され、日本はアメリカから濃縮ウランの貸与を受けることができることになった。(甲全262号証11~12頁)
- (4) 1955年12月、原子力基本法、原子力委員会設置法が成立した。
(甲全262号証19~20頁)
- (5) 1956年1月、原子力委員会が設立された。初代委員長の正力松太郎は、「5年以内に採算のとれる原子力発電所を建設したい。」との談話を発表した。(甲全262号証21頁)
- (6) 1956年3月、原子力に関心を持つ有力企業が中心になって、社団法人日本原子力産業会議¹が発足した。(甲全262号証23~24頁)
- (7) 1956年5月19日、科学技術庁が設立され、総理府に設置されていた原子力局が科学技術庁に移管された。(263号証85頁)
- (8) 1957年3月、原子力委員会は、発電炉早期導入方針を決定し、英國炉（コールダーホール改良型炉）を前提とした技術的検討が開始された。
(甲全262号証23~27頁)
- (9) 同月、米国原子力委員会は、「WASH740」と呼ばれる原子力事故の予想レポートを公表した。その被害内容は、急性死者3400人、急性傷害者43000人、財産的損害は最大91億ドルという深刻なものだった。(甲全262号証33頁)
- (10) 同月、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（原爆医療法）が成立し、

¹ 現在の「一般社団法人日本原子力産業協会」の前身である。「原子力の平和利用の可能性が最大限に活用されるよう、わが国の原子力産業界ならびに関係各界と共に、国際社会と連携しつつ、国民的立場に立って原子力利用の促進に努める」ことを目的としており、被告もその会員である。

被爆者は国費での健康診断と医療受診が可能になった。この背景として、ビキニ水爆被災事件をきっかけとした原水爆禁止運動の盛り上がりと、被爆者自身による運動があった。

- (11) 1957年9月、アメリカで、原子力賠償について規定したプライス・アンダーソン法が成立した。同法は、事業者に対して損害賠償責任保険を主体とする賠償資力を保持すること、政府との間で国家補償の供与を内容とする補償協定を締結することを義務付け、この合計額をもって、事業者の一事故当たりの損害賠償責任の限度とするものであった。(甲全262号証30~33頁)
- (12) 1957年10月、イギリスのウインズケールで原子炉がメルトダウン事故を起こし、国際原子力事象評価尺度でレベル5の事故と評価された。これによって、日本では原発の安全性に関する厳しい批判がなされた。(甲全262号証27~28頁)
- (13) 1958年10月、原子力委員会が「原子力災害補償についての基本方針」を発表した。政府は、「原子力災害補償専門部会（部会長我妻栄東大教授）」を設置し、同専門部会に原子力災害補償を検討させた。(甲全262号証45~49頁)
- (14) 1959年12月、原子力災害補償専門部会は、原子力委員会委員長に対し、答申を提出した。(甲全262号証51~125頁)
- (15) 1959年12月、日本原子力発電株式会社は、茨城県東海村を設置場所とするコールダーホール改良型炉の設置許可を得た。これは、日本で最初の実用原子力発電所である。(甲全263号証108頁)
- (16) 1960年1月、東海原子力発電所の設置工事が始まった。(甲全263号証108頁)
- (17) 1960年5月、原子力損害の賠償に関する法律案及び原子力損害賠償補償契約に関する法律案について国会審議が開始された。(甲全262号

証53頁)

(18) 1961年6月17日、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律が成立した（「原子力二法」あるいは「原子力損害二法」と呼ばれた。）

3 原賠法が制定された目的

(1) 原賠法は、上記のように、日本において原子力発電所の建設、運転開始に向けての動きが着々と進む一方、ビキニ水爆被災事件やウインズケール原発事故、WASH 740の公表等によって、核の軍事利用に対する反対運動の高揚だけでなく、核の平和利用に伴う原子力事故に対する住民の不安が高まる中、アメリカでプライス・アンダーソン法が制定されたことを受け、「被害者の保護を図り」及び「原子力事業の健全な発達に資すること」を目的として（原賠法第1条）制定された。

(2) なぜ原賠法の制定が必要であったかは、原子力二法が成立した直後に行われた座談会「原子力災害補償をめぐって」【ジュリスト1961.10.15（No.236）所収】（甲全264号証）において、通産省原子力局政策課長であった井上亮がした次の説明によって理解できる。

「原子力産業を成り立たせるための最も大事な前提的要件は、この原子力を平和利用いたします過程で万々一原子力の事故が起こった場合、その災害に対してどのような第三者保護の措置をとるかということです。・・・原子力災害に対して、すでにアメリカ、イギリス、西独いずれも損害賠償措置に関する法律が施行されておりました。その内容といたしましては、原子力災害は巨額な災害が予想される。その場合、原子力事業者だけの資力では第三者保護に十全を期しがたいので公衆に不安を与えないために、国家が何らかの形式において賠償責任に任ずるような措置が各国ともにとられているわけあります。こういった各国の損害賠償制度を背景にして日本にお

きましても遅ればせながら原子力の平和利用をやっていくという場合に、原子炉設置に対する地元の不安を除き、第三者保護を図る見地からどのような制度を作るかということで・・・」（甲全第264号証12頁2段目～3段目）

- (3) 上記井上亮は、政府部内で、原賠法の目的に「被害者保護」を書き込むか否かについて大論争があったことを明らかにしている。

すなわち、私企業が第三者に与えた損害について国が私企業に助成措置を講ずることはできるけれども、国が直接賠償責任を負った前例はないし、そのような前例ができれば、他の産業災害にも波及し、国の財政負担は膨大なものになる恐れがある等として、原賠法の目的として「被害者保護」を入れるべきではないという強い意見があったのである。しかし、最終的に、原賠法の目的として「被害者保護」が明記された。その経緯について、井上は次のとおり説明している。

「国家の経済政策の要請によって原子力産業が必要だ、政府もこれを将来のエネルギー政策の中核とするため育成することに國の方針として決定している場合に、その産業を操業してゆく過程に不幸にして生ずる災害に対して被害者の保護について十全を期しえない限り、原子力産業は立地問題で先ず行きづまり、周辺住民との間の紛争も絶えず、安定して成長しないという考え方を私どもは持っていましたので、どうしてもこの目的の中に被害者の保護を図るという言葉が入らないと法の体系をなさないと考え、主張をくり返し、立案の最終段階で『被害者の保護を図り』という言葉が入ったわけあります。」（甲全第264号証13頁2段目）

- (4) なお、上記座談会における原子力災害補償専門部会の部会長を務めた我妻栄（東大教授・当時）も同趣旨を述べているので、その発言も引用しておく。

「わが国の原子力平和利用という問題も最近急速に進歩いたしまして、原

子力発電会社の整備もだいぶ本格的になったようです。また、あちこちの大学の研究炉の計画も具体化されているようあります。そのほか、いろいろ会社が設立されたりしていますが、かような場合にその候補地になっている土地の住民にとって、一番懸念されることは、万萬一災害を生じた場合の賠償措置が法律のうえで十分整っていないということあります。東海村の関係者からもしばしば強い要望が出されていますし、またこの問題がひっかかる候補地を探すことができないという困った状態に陥っているところもあるようあります。」（甲全第264号証11頁最下段）

(5) 我妻や原子力災害補償専門部会の専門委員であった竹内昭夫（東大助教授・当時）は、上記座談会やそれぞれの論文において、原賠法の目的が被害者保護にあることを力説している。

ア 「原子力二法の中心的目的が被害者を泣き寝入りさせないこと」（甲全265号証7頁最下段）

イ 「政府がその利益（引用者注：原子力平和利用の利益）を促進する必要を認めてこれをやろうと決意する場合には、被害者の一人をも泣き寝入りさせないという前提をとるべきである。」（甲全265号証8頁最下段）

ウ 「基本方針の第一は、言うまでもなく被害者の徹底的な保護であり」（甲全266号証8頁最下段）（甲全266号証29頁第3段）

(6) 国会における原賠法の審議においても、次のとおり、このことは繰り返し確認されている。

ア 1961年（昭和36年）3月16日第38回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会

「安全性の確保を第一義としつつも、万一の際ににおける賠償制度を確立いたしません限り、住民の不安は除去されず、原子力産業の正常な発展は望むべくもないのです・・・第一にこの法律の目的は・・・万一原

子力による被害を第三者に与えました場合、その損害の賠償に関する基本的制度を定めて、被害者の保護に遺憾なきを期するとともに、原子力事業の健全な発達に寄与しようとするものであります。」（松本一郎科学技術政務次官による提案理由の説明・甲全267号証12頁）

イ 同年4月19日第38回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会

「原子力事故が起こりまして損害が発生した場合には、第三者の損害を十分に、かつ迅速に補償することができるようなことを眼目にいたしております。」（有沢広巳原子力委員会委員長・甲全268号証1頁）

ウ 同年4月26日第38回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会

「はかり知ることのできない大きな災害を必然的に含んでいる企業を国家が許してやらせる以上は、無過失責任を事業者に負担させて、被害者に損害をこうむらさないように、つまり、泣き寝入りをさせないようにしなくちゃならないということでは部会の委員は全会一致で、反対はありませんでした。」（我妻栄原子力委員会原子力災害補償専門部会長・甲全269号証1頁）

エ 同年5月11日第38回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会

「立法の趣旨としましては・・・第三者の保護の方に主眼を置いております・・・被害者に一人も泣き寝入りさせないというような考え方で、事業者と国との補償契約あるいは事業者に対する国の援助というような規定はございますけれども、実は、ほんとうのねらいといたしておりますのは第三者の保護、被害者の保護というのが主眼でございます。」（井上亮科学技術庁原子力局政策課長・甲全270号証6頁）

オ 同年5月23日第38回国会参議院商工委員会

「この法律の目的といたしましては、原子炉の運転等によりまして、万々一原子力損害を生じました場合に、その損害賠償に関する基本的制度を定めておきまして、一人の被害者も泣き寝入りさせないよう、その保護に

遺憾なきを期しますとともに、原子力事業の健全な発達に資しようとするものでございます。」（杠文吉科学技術庁原子力局長・甲全第271号証2頁）

- (7) 1961年（昭和36年）5月18日、衆議院科学技術振興対策特別委員会は、原賠法案を可決するに当たり、附帯決議を付した。その柱書には、「本法の目的は、すべての原子力損害に対する被害者の保護を図るにあるから、本法実施に当っては、政府は左の事項の実現を図り、もって被害者保護に遺憾なきを期し、原子力の研究、開発及びその利用の推進に寄与するよう措置すべきである。」と記載されていた。（甲全第272号証の1）
- (8) 1961年（昭和36年）6月2日、参議院商工委員会は、原賠法案を可決するに当たり、附帯決議を付した。これには、「賠償措置額をこえた原子力損害に対する国の措置については、被害者を全面的に救済保護できるよう遺憾なきを期し」と記載されていた。（甲全第272号証の2）

4 「被害者保護」のための具体的手法

このように、原子力の平和利用に本格的に乗り出そうとしていた当時の日本政府にとって、原発事故が起こった場合に被害者が受けた損害を迅速かつ充分に賠償をする法的枠組みを作つて原子力発電所の立地自治体や周辺住民に安心感を与えることがどうしても必要だったのである。では、「被害者保護」を実現するために、原賠法はどのような方法を用いたのだろうか。それを整理すると次のとおりである。

(1) 無過失責任

原子力事業者の賠償責任の発生において、原子力事業者の故意、過失は要件とされなかつた（原賠法3条1項）。その目的は、被害者による損害賠償請求権の立証を容易にすることであり、「未知の要素の多い原子力産業では、とくにその要請が大きい」とされた（甲全第262号証2頁）

(2) 不可抗力免責の限定

原子力事業者の不可抗力免責の要件は「その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたもの」と極めて限定的に規定された（原賠法3条但し書）。

(3) 責任の集中

賠償責任を負う者を原子力事業者に限定した（原賠法3条本文、4条1項）。これによって、被害者は、損害賠償を請求する相手方を検討し、選択する必要がなくなった。

(4) 損害賠償措置

原子力事業者に一定金額の損害賠償措置（原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若しくは供託）が義務付けられた（その金額は、制定当初は一事業所当たり50億円、現在は1200億円）（原賠法7条～12条）。

これによって、被害者は、損害賠償措置金額までの損害賠償については、原子力事業者の資力を心配する必要がなく、かつその支払いを迅速に受けることができるようになった。

(5) 国家による支援・補償

政府は、原子力事業者の賠償額が賠償措置額を超えると認めると、原子力事業者に対する必要な援助を行うものとされた（原賠法16条）。また、その損害が不可抗力免責に該当する場合であっても、政府は、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずることとされた（原賠法17条）。

これによって、被害者には、原子力事業者の賠償能力を超える損害、原子力事業者に賠償を請求できない損害についても国から補償を受ける可能性が開かれた。

(6) 無限責任

原子力事故による損害は莫大なものになりうるため、諸外国では、原子力事業者が負う責任を有限責任とする立法例が多い（プライス・アンダーソン法もそうである。）が、日本では賠償額の限度は設けられなかった。

(7) 原子力損害賠償紛争審査会

原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介等を職責とする原子力損害賠償紛争審査会を設立し、訴訟を経なくても、迅速に合理的な賠償を受けるための手続が整備された。

5 明記されなかった課題としての「立証責任」

「被害者保護」とは、被害者が受けた損害について、「①損害を填補するに足る十分な金額の賠償金」の支払を、「②確実」かつ「③迅速」に受けることができるよう法制度を整えることである。上記4の(1)(2)(6)は、上記①の要請に資するものであり、上記4の(4)(5)は、上記②の要請に資するものであり、上記4の(1)(3)(4)(7)は、上記③の要請に資するものであると解せられる。

但し、上記③の要請についての重要な要素であって、原賠法に触れられていないものがある。それが、損害賠償請求訴訟における要証事実である「当該原子炉の運転等により原子力損害を与えた」（原賠法3条）こと、すなわち、「当該原子炉の運転等と被害者が受けた損害との因果関係」についての「立証責任」の所在の問題である。被害者が賠償を受けるためには、この因果関係があると認められることが必要である。この「立証責任」の考え方によつては、被害者に無用の負担をかけ、原子力事業者による訴訟の引き延ばしを可能にし、賠償の実現を遅延させ、ひいては、被害者保護を第一の目的とした原賠法の目的に背馳する結果を招来しかねない。「被害者による損害賠償請求権の立証を容易にするため」に原子力事業者の無過失責任を採用した原賠法の制定過程において、この問題が等閑に付されたはずはない。では、この点について、どのような議論がなされたのであろうか。

(1) 原子力災害補償専門部会（以下「専門部会」という。）における議論

- ア 専門部会は、1958年（昭和33年）11月25日から1960年（昭和35年）5月13日まで19回にわたって開催された。
- イ 第12回会議（1959年（昭和34年）7月14日開催）
- (ア) 同会議において、星野英一委員（当時東大助教授）から、因果関係の立証の問題について試案が提出された。ここで星野は、「現在の科学からは、災害と人的損害との因果関係の厳密な立証は困難であること、特に放射能の緩慢な蓄積に基づく損害や遅発損害においては立証はきわめて困難になるが、この場合についても施設が責任を負うべきものとするのが妥当であることを理由に、因果関係の立証について特別の立法をすべきであるとの考えを示した。（甲全262号証74頁）
- (イ) これに対しては反対する意見が述べられ、星野の案は採用されなかつた。議論の経緯の概要は、次のとおりである（甲全273号証）。この議論の経過によれば、原子力事故が起こった場合の集団的被ばくの場合、立証責任を転換して被害者の立証の負担を軽減することに異論はなかつたが、正常運転に伴う被ばくの際に立証責任を転換することに異論があつたこと、集団的被ばくの場合は、立法がなくても民事訴訟法の運用によって立証責任を転換することが可能であることから、立法の必要がないと考えられたことがわかる。
- a 鈴木竹雄委員（東大教授）「私は現在の司法制度で実質的に実現できると思う。行政機関の判断により因果関係を左右することは、現在の司法制度になじまないと思う。」
- b 星野委員 「事故に限る必要はない。災害さえあれば本法の適用になるとしても良いのではないか。」
- c 原子力局長 「現在例があるのだが、被害について最初に検査した場合以外は、果たしてその災害に因るか否かは立証不可能である。そ

の意味で因果関係の挙証を簡単に転換することの疑問である。」

- d 鈴木委員 「集団的処理を行うとすれば当然この問題は解決すると思う。」
- e 我妻委員 「ただ、理論的には集団的な問題に限らず、特異体質その他で個別的に出てくる可能性がある。その場合において、これをどう取扱うかは定めておかなければならない。」
- f 鈴木委員 「そういう特殊例は議論から外せば良いと思う。この両者は分属できないものか。」
- g 我妻委員 「鈴木委員の意見で良いのではないか。特殊な例は、若干修正をするにしても、民法の一般原則による。但し、両者の限界は問題だが。」
- h 星野委員 「それは正常運転か否かによるのではないか。」
- i 原子力局長 「事故か正常運転かは許容量もあるし、区別し得ると思う。」
- j 我妻栄委員 「集団的な事故があれば、それについて挙証責任を転換することにはなるのは規定のあるなしに関わらずそうなると思うが、個別的な災害についてもそうするのかがむしろ問題である。」
- (イ) ジャパンデジタルアーカイブセンター（J-DAC）に「我妻栄関係文書」があり、我妻栄本人がルーズリーフに記載したメモが保管されている。これによると、上記第12回会議が開催された1959年（昭和34年）7月14日、我妻は、因果関係の問題について次のメモを残していたことがわかる。（甲全第274号証）
「常識的な意味で事故があったときは因果関係ありと推定されることになる。事故のないときは推定されないことになる。結局、事故のないときの人的損害についてだけは、その範囲を予め定めて因果関係を逆にしておくかどうかが問題。事実上・・・裁判の判定・・・に委かせてよい。」

」

ウ 第14回会議（1959年（昭和34年）9月17日）

席上、星野英一委員及び竹内昭夫委員（当時東大法学部助教授）により「問題点の再整理」と題する文書（甲全275号証）が提出された。同文書中に「因果関係の立証の問題」との項目があり、「挙証責任の転換については、大事故の起こったとき、実際上容易に因果関係が認定されるであろうから、そう問題はなく、正常運転の場合に被害者が生じたときが問題である。しかし、このさい転換を認めるのはむりであろうということにはほぼ異論がなかった。」と記載されていた。

(2) 竹内論文

上記竹内昭夫委員は、「原子力損害二法の概要」と題する論文【甲全266号証】において、原賠法の因果関係についての考え方について、次のように述べた。

「賠償法は因果関係の立証について格別の規定を置いていない。おそらく相当緩やかに認められるではあるが、理論的には特に後発性損害の場合、自然放射線の問題もあって被害者に立証させることが酷な事態も考えられる。事故が発生した時には、一定の地域を指定して、その地域内住民の健康管理を行い、併せて因果関係の立証を容易にするような措置を講ずる必要もあるのではないかと思われる。」

(3) 日本原子力産業会議「原子力補償問題研究中間報告書」

日本原子力産業会議は、専門部会における議論とは別に、独自に、「原子力補償問題特別委員会」を設置して研究をすすめ、1958年（昭和33年）6月、「原子力補償問題研究中間報告書」を公表した（甲全276号証）。これによると、「わが国の原子力開発が・・・次第に具体化してゆくにつれ、原子力災害に対する補償の方策を早急に確立することが要請されている」（まえがき部分）との問題意識のもと、公衆に対しては、万一の大災害に対

して適切な補償が与えられるような制度がなければならない」ことが指摘され（まえがき部分）、また、事故と損害との因果関係の立証問題について、「現在の科学技術の知識からでは放射能汚染と人的損害の間の因果関係について明確なキメ手が必ずしも掴めない」ことが指摘され、放射線障害の特色として、「①障害は身体の如何なる部分にも起こり得ること、②障害の現れ方の巾が極めて広いこと、③放射線の曝射の受け方（部分と全身、外部と内部）により、また受けた放射線の種類により症状の現れ方が著しく異なること、④現れ方が常に潜行性であること、⑤障害は受けた放射線の線量に必ずしも比例せず、同量を受けてもどういう時間的配分によるかにより異なること、⑥症状がるる非特異性を有し、かつ普遍的であること」等が指摘されていました（中間報告9頁、注27で引用されている第4章の38頁の注62）。

(4) 小括

以上によれば、専門部会では、被害者保護の徹底を図る上で、少なくとも原子力事故が発生した場合は、被ばくと損害との因果関係の立証の負担を被害者に負担させるべきではないという考え方支配的だったことが分かる。その考え方の基礎には、日本原子力産業会議「原子力補償問題研究中間報告書」が指摘した放射線障害の特色についての認識があったことも容易に推測できる。

星野試案は、原子力事故と人的損害との因果関係の立証についての特別の立法（おそらく、立証責任の転換等が想定されていたものと考えられる。）を提案するものであったが、それは採用されなかった。採用されなかつたのは、被害者に因果関係の立証の負担を負わせるべきではないという星野試案の価値判断が承認されなかつたのではない。少なくとも原子力事故が発生した場合においては、被害者に因果関係の立証負担を負わせるべきでないことは専門部会における共通認識であったが、専門部会は、特別立法を待つまでもなく、裁判所が因果関係の立証についての被害者の負担を軽減して、原賠

法の趣旨に合致した適切な訴訟運営をするであろうから、特別立法は必要がないと判断したのである。

第4 本件において、本件事故と原告らの甲状腺がん罹患との因果関係を高度の蓋然性をもって立証できたと判断するための間接事実は何か

1 はじめに

原子力事故による住民の健康被害を理由として、原子力事業者に対し、原賠法に基づいて損害賠償が請求された最初の事例は、1999年JCO事故であり、二度目が福島原発事故である。福島原発事故では、多くの訴訟が提起され、今なお各地の裁判所に相当数の事件が係属しているが、住民の被ばくと現実に生じた健康被害との因果関係が争点となったのは本件訴訟のみである。したがって、本件訴訟において、上記因果関係についての要証事実については、従前の判例が示した規範を基礎としつつ、原賠法の立証趣旨に従い、検討されなければならない。

2 立法事実と立法者意思

(1) 立法事実

ヒロシマ、ナガサキの惨劇を経験したのみならず、ビキニ環礁被爆事件でも大きな被害をうけた我が国の市民は、「平和利用」であっても原子力を取り扱うことに強い警戒心があった。折から、1957年3月に「WASH 40」が公表され、原子力発電所の事故によっても深刻かつ広範な被害が予想されることが明らかになり、同年10月には現実にイギリスウィンズケルで原発事故が起こったことから、市民の原子力に対する不安は強いものがあった。他方、国は、国策として強力に原子力の平和利用を進めようとしていた。国にとって、原子力の平和利用を円滑に進めるためには、原子力発電所が万が一の事故を起こした場合の被害者、すなわち国策の被害者である住

民に対して、迅速かつ確実に、十分な賠償をするための法律を制定することが必要不可欠であったのである。これが、原賠法制定にかかる立法事実である。

ちなみに、原子力の平和利用に関わる民間企業の団体である社団法人日本原子力産業会議ですら、今後日本で原子力を利用していくために、「公衆に対して万一の大災害に対して適切な補償が与えられるような制度」の必要性を説いていたのである（上記第3の5(3)）

(2) 立法者意思

原賠法の立法者意思は、被害者保護の徹底にあったことは明らかである。

立法担当者は、「原子炉設置に対する地元の不安を除き、第三者保護をはかる」（上記第3の2(2)）、「その産業を操業してゆく過程に不幸にして生ずる災害に対して被害者の保護について十全を期しえない限り、原子力産業は立地問題で先ず行きづまり、周辺住民との間の紛争も絶えず、安定して成長しない」（上記第3の2(3)）、「その候補地になっている土地の住民にとって、一番懸念されることは、万萬一災害を生じた場合の賠償措置が法律のうえで十分整っていないということあります」（上記第3の2(4)）、「原子力二法の中心的目的が被害者を泣き寝入りさせないこと」「被害者の一人をも泣き寝入りさせない」「被害者の徹底的な保護」（上記第3の2(5)）、「被害者の保護に遺憾なきを期する」「第三者の損害を十分に、かつ迅速に補償することができるよう」「被害者に損害をこうむらさないように、つまり、泣き寝入りをさせないようにしなくちゃならない」「被害者に一人も泣き寝入りさせない」「一人の被害者も泣き寝入りさせないよう、その保護に遺憾なきを期します」（上記第3の2(6)）、「被害者保護に遺憾なきを期し」（上記第3の2(7)）、「被害者を全面的に救済保護できるよう遺憾なきを期し」（上記第3の2(8)）等、様々な機会にその認識を明らかにしている。

(3) 原賠法においては、被害者保護のために、上記第3の3(1)～(7)のとおり、

無過失責任等、様々な立法的手当てがなされたものの、因果関係についての立証責任の転換規定の創設は見送られた。しかし、これは、被害者に因果関係についての立証の負担を負わせてもいいと判断されたのではない。原発事故発生時には、立法を待つまでもなく、被害者の負担を軽減する訴訟運営がなされるであろうことが専門部会のメンバーの共通認識であり、立法の必要がないと判断されたのであった。立証負担軽減のための具体的手法としては、「挙証責任を転換することになる」（我妻氏 上記第3の4(1)イ(1)j）、「因果関係ありと推定される」（我妻氏 上記第3の4(1)イ(ウ)）、「容易に因果関係が認定されるであろう」（星野氏、竹内氏 上記第3の4(1)ウ）、「相当緩やかに認められるであろう」（竹内氏 上記第3の4(2)）等と様々な認識が示されていた。

- (4) 以上によれば、原発事故によって健康被害を受けたことを理由とする損害賠償請求訴訟において、被害者である原告に対し、原発事故と健康被害の因果関係について、証明困難な立証負担を課すことは、「被害者保護」を第1の目的とした原賠法の立法趣旨に抵触し、被害者の立証負担の軽減を当然のことと認識していた立法担当者の意思にも沿わないことになる。

3 「被告が原告らに原子力損害を与えたこと」を高度の蓋然性をもって立証するための間接事実

- (1) 本件において、「被告が原告らに原子力損害を与えたこと」、すなわち本件事故と原告らの甲状腺がんの罹患との因果関係が高度の蓋然性をもって証明されたと認められるための間接事実は、原告ら準備書面(4)で詳述したとおりである。改めて述べると、次のとおりであり、上記の原賠法の立法趣旨に照らしても、これで十分であるというべきである。

ア 原告らの放射線への被ばくの程度（原告らが本件事故によって相応の追加被ばくをしたこと）

- イ 統計学的、疫学的知見に基づく、被ばくと疾病等との関連性の有無・程度（原告らの被ばくと原告らの疾病に関連性があること）
- ウ 疾病の具体的な症状、その症状の推移及び病歴（原告らに疾病が確認された時期が被ばくの後であり、その後の症状の推移が原因が被ばくであることと矛盾しないこと）
- エ 他の危険因子の有無・程度（原告らが疾病に罹患したことについて、他に想定できる原因が抽象的な可能性に止まること）

(2) 補足説明

ア 上記アについて（被ばく量）

被告は、「原告らの被ばく線量（甲状腺等価線量）について立証責任を負うのは原告らであり、本件ではかかる立証はなされていない」と主張する（被告準備書面(1)32頁）が、被ばくと疾病との因果関係の立証のために被ばく線量の立証を必要としないことは、松谷事件最高裁判決が示したところであって、被告の主張は失当である。また、本件事故直後における原告らの甲状腺被ばく量の測定が行われなかった本件において（しかも、この測定が行われなかつたのは、国ないし福島県の責任であつて、原告らには何の責任もない。）、原告らの甲状腺被ばく量の立証を求めるとなれば、それは、ヨウ素131のような短半減期核種による被ばくを原因とする健康被害を理由として原子力事業者に対して損害賠償を請求する可能性を事実上閉ざすことになるのであって、そのような考え方が「被害者保護」を第一の目的とした原賠法の趣旨に反することも明らかである。

イ 上記イについて（統計学的、疫学的知見）

原告らは、第5、第6準備書面で、原告らの甲状腺がんの原因が被ばくである原因確率について主張した。原告らの原因確率が90%を超える高い値になっているのは、小児甲状腺がんが、非特異疾患であるとされているがんの一種であるとはいえ、特異的疾患に近い疾患であること【このこ

とは、原告ら第4準備書面第3の3（30～32頁）で主張した】が背景にある。小児甲状腺がんと同様に特異的疾患に近い非特異疾患として中皮腫がある（原因物質はアスベスト）。中皮腫の原因是石綿だけではないが、環境省総合環境政策局環境保健部長の独立行政法人環境再生保全機構理事長あての平成22年6月10日付「石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（指定疾病の追加）について（通知）」（環保企発第100610001）（甲全第277号証）によれば、「日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定」についての考え方として、「中皮腫については、そのほとんどが石綿に起因するものと考えられることから、中皮腫の診断の確からしさが担保されれば、石綿を吸入することによりかかったものと判定するものである」とされていることが参考になる。非特異疾患であっても、特異的疾患に近い場合は、原因物質への暴露の有無、程度を問題にすることなく、症状だけから原因物質への暴露が推定すべきなのである。

これに対する被告の反論は、福島県県民健康調査で確認されている小児甲状腺がんの多くは「潜在がん」であるというものに尽きる（被告準備書面(3)52～59頁）。しかし、福島県県民健康調査で発見されている甲状腺がんが「潜在がん」だとする被告の主張に根拠がないことは、原告においてさんざん主張しているとおりである。

ウ 上記ウ、エについて

上記ウ、エについて、被告から特段の反論はない。なお、エの「他の危険因子の有無・程度（原告らが疾病に罹患したことについて、他に想定できる原因が抽象的な可能性に止まること）」についての判断手法については、別途準備書面をもって主張する。

第5　まとめ

1 本件事故の規模と健康被害

- (1) 本件事故は、国際原子力事象評価尺度（INES）で最も深刻なレベル7の事故である（甲全278号証）。レベル7の基準は、「広範囲の健康・環境影響と伴う放射性物質の大規模な環境放出：ヨウ素131等価で数万テラベクレル以上の放射性物質の環境放出」というものであり、レベル7の原子力事故は、チェルノブイリ原発事故に続いて史上2回目である。
- (2) チェルノブイリ原発事故後、それまでは発生率が年間100万人に1～2人と言われていた小児甲状腺がんが多発した。これについては、国際的に被ばくとの因果関係が認められた。それ以外のがんについては、がんが非特異疾患であるため、個別のがんと被ばくとの因果関係は認められなかった。しかし、チェルノブイリ事故を原因とするがん死者数は、様々な機関、研究者が推計数を公表した。代表的な推計数は今中哲二京都大学原子炉実験所助教（当時）の論文（甲全279号証）に記載されているが、これによると、グリーンピースの推計数は9万3000人であり、最も少ないチェルノブイリフォーラム（IAEA、WHO等の国連機関とこれによると、チェルノブイリ被災国の代表によって構成）の推計数でも4000人である。
- (3) 福島原発事故による放射性物質の放出量については様々な試算値があり、よくわかっていない。大気への放出量推定についていえば、被告のINES評価（放射能量をヨウ素換算した数値）によれば、約900PBqであり、チェルノブイリ事故の5200PBqの約17%に相当する（甲全第5号証）。放出された放射性物質の約8割が太平洋に流れたとも言われているが、他方で福島第一原発周辺地域は、チェルノブイリ原発周辺地域よりも人口密度がかなり高いから、人的被害は出やすい。レベル7の深刻な事故を起こしながら、住民の健康被害が皆無であるなどということはあり得ない。しかし、国や福島県は、住民の健康被害が生じたことを頑なに認

めず、多発した小児甲状腺がんについても、「過剰診断」の可能性などを指摘するだけで済まそうとしている。

2 被告の姿勢

福島原発事故は、我が国の歴史上、最大規模の公害事件である。過去の公害については、イタイイタイ病についても、水俣病についても、加害企業による「公害被害の放置」が指摘されてきた。具体的には、①被害の過小評価、②被害の局所化、③加害責任の曖昧化という手法が駆使され、被害救済が遅れ、全面解決が先送りにされてきた。水俣病などは、1956年に公式確認されてから68年が経過した今現在も、多くの訴訟が争われている。

本件でも、被害の過小評価（福島で確認されている小児甲状腺がんは、手術の必要のない潜在がんである）、被害の局所化（原告らは10mSvまでの被ばくしかしていない）、加害責任の曖昧化（原告らの甲状腺がんは被ばくによるものではない）という同種の手法を駆使して被告は責任を免れようとしている。

被告は、対外的には、「被害を受けられた方々に早期に生活再建の第一歩を踏み出していくために・・・各種の取り組みを全社を挙げて実施して参ります。」などと表明し、原子力損害賠償補償契約に基づく補償金のほか、原子力損害賠償・廃炉等支援機構から1兆1840億円（2024年7月まで）もの支援を受けておきながら（このうち、除染等に費やしただけでも約3兆6000万円に及ぶ）（甲全280号証）、小児甲状腺がん患者に対しては、国や福島県の上記姿勢に乗じて何らの賠償をせず、本訴においても、370人を超える小児甲状腺がんが「潜在がん」であるとの根拠のないお題目を唱え、この点についての原告らの反論、即ち、福島県県民健康調査のデザインが不必要的手術をする結果にならないように慎重に作られていること、実際の手術症例では、その大部分に転移や被膜外浸潤が認められ、手術の必

要がないどころか、明らかに手術が必要な症例であること等について具体的な再反論をしない。

被告の原告らに対するこのような対応は、「被害者の一人をも泣き寝入りさせない」ことを目的とする原賠法によって重い責任を課せられた原子力事業者として、あるまじき態度であると言わなければならぬ。

3 結語

原告らは、原賠法の趣旨に照らし、過度な立証の負担を課せられることなく、速やかに、かつ十分な賠償額をもって救済されなければならないのである。

以上